

第44号議案

蒲郡市保健医療センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

蒲郡市保健医療センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、
次のように制定するものとする。

平成25年5月9日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市保健医療センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

社団法人蒲郡市医師会の一般社団法人移行に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市保健医療センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市保健医療センターの設置及び管理に関する条例（平成6年蒲郡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「社団法人蒲郡市医師会」を「一般社団法人蒲郡市医師会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。